

令和5年度 江別市青少年ふれあい交流促進事業補助金募集要領

1 事業の趣旨

地域の団体が、児童・生徒の健全育成と幅広い世代間交流を目的とした、社会教育に関する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 補助対象者

- ・ 事業の趣旨を目的とする市内の団体及びこれらの団体で組織する実行委員会とします。
 - ・ よって、申請者は民間団体（任意可）となりますので、〇〇〇小PTA、〇〇〇自治会、〇〇〇実行委員会となります（実行委員会形式の場合は、役員構成も別紙で添付してください）。
- ※ 学校名のみでの申請はできません（教育委員会事業となるため）。

3 対象事業

江別市教育振興事業補助金交付規則及び江別市青少年ふれあい交流促進事業補助金交付要綱に定めるところの事業。

- (1) 交流事業
- (2) 体験学習事業
- (3) ボランティア事業
- (4) 非行防止事業
- (5) 芸術文化事業

※ 上記に該当する事業でも、市の他の補助金を受けているものや、次のいずれかに該当するときは、原則補助対象の事業から除きます。
学校教育活動、企業・職域団体等の団体内での活動、教室等が行う稽古ごとのおさらい会・発表会、ここに掲げるもののほか、教育長が不相当と認める事業。

4 補助対象経費

- (1) 謝金：講師謝礼などで、団体や実行委員会の構成員以外の方に支払うもの。
- (2) 需用費：一般的な事務費や消耗品代等です（油性インク、模造紙、テープ、印刷費など）。
- (3) 役務費：通信運搬費（郵便料、切手、電話料）や保険料などです。
- (4) 使用料及び賃借料：会場使用料、各種リース料やバス借り上げ料などです。

※対象外経費

事業の遂行に必要な経費は、ほとんどが対象経費となりますが、食糧費や役員報酬など個人に還元されるものは対象とはなりません。

5 補助率

- ・ 補助対象経費の2分の1以内とします。
- ※ 原則1事業につき2万円以上とし、補助限度額は8万円とします。

6 事業の対象期間

- ・ 原則として、令和5年6月から令和6年3月までに実施する事業を対象とします。
- ・ 6月より前に事業の実施を予定している場合は、生涯学習課までご相談ください。

7 事業の流れ

(1) 補助金応募時

- ・ 提出書類
 - ア 事業概要書（様式1）
 - イ 事業計画書（様式2）
 - ウ 事業予算書（様式4）
 - エ 団体の構成員及び会員名簿

- ・ 提出期限

令和5年5月15日（月）

(2) 内定通知

- ・ 補助金交付の可否を生涯学習課にて審査し、結果と補助金額を **6月中旬～下旬頃**にお知らせいたします。

※学校に既存の実行組織がない場合は実行委員会等の結成をお願いします。

※補助金の振込に必要となりますので、名義として団体名・役職名・氏名の明記された実行委員会等の口座をご用意ください。

(3) 内定通知後

- ・ 提出書類
 - ア 江別市教育振興事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - イ 江別市教育振興事業補助金請求書（第3号様式）
 - ウ 委任状（代表者と振込先が違う場合、代表者が同じでも肩書きが異なる場合に必要。個人口座への委任はできません。）
 - エ その他、参考資料

- ・ 提出期限

事業開催の1ヶ月前

(4) 補助金の交付

- ・ 生涯学習課から各団体に対し、補助金を交付します。
- ・ 団体の口座への補助金の振込は、提出していただいた書類の審査後、おおむね2週間後となります。

(5) 生涯学習課との協議を要する事項

- ・次の場合には、事前に生涯学習課と協議願います。
 - ※事業の内容を変更しようとするとき。
 - ※事業を実施せず中止しようとするとき。
 - ※新型コロナウイルス感染拡大の影響等でやむを得ず事業を中止しようとするとき。

(6) 事業完了後

- ・提出書類
 - ア 事業完了報告書（第5号様式）
 - イ 事業実績書（様式3）
 - ウ 事業決算書（様式5）
 - エ 領収書写し
 - オ 成果品（プログラム、チラシ、写真など）、その他実績がわかる資料

- ・提出期限
事業終了後直ちに提出願います。

※事業完了報告が申請の内容と相違する場合や、不正な行為があった場合などには、補助金の一部若しくは全額を返還いただく場合があります。（江別市教育振興事業補助金交付規則 第7条）

8 提出・問合せ先

江別市教育委員会 教育部生涯学習課生涯学習係
〒067-0074 江別市高砂町 24-6
TEL 381-1062、FAX 382-3434